

# 小笠原島紀事

卷之十三

十五

農商務省  
和書圖  
第三  
冊

太政官文庫  
和書門  
八二七  
三二二  
三二四  
類號函架冊

內閣文庫  
和書  
八二七  
三二二  
三二四  
類號函架冊

內閣文庫	
番號和	8174
冊數	33 ( 15 )
函號	173   180



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



小笠原島紀事卷之十三

目録

○文久三年、中

○中濱萬次郎奉命小笠原島近海に於て捕鯨創業

權輿

○三月、日許萬次郎於小笠原島鯨漁之費用金借用一

件

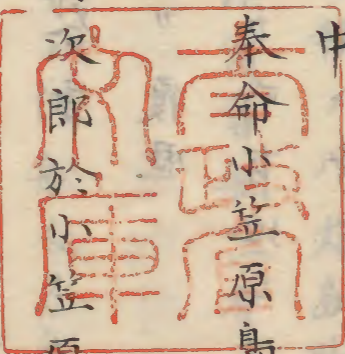
○同松浪権之丞林祐一郎捕鯨船乗組豫備金携帶證

券

○四月廿二日平野船雇人水夫小笠原島在留亞人ウ

○何レハ並全島在民シヨトシホーッニ犯

○罪崖畧



○同廿三日乘組外国人等紀明旨

○同日罪人兩人因虜扇浦官廳へ護送

○同廿四日乘組、外国人等スミスカ窃盗ヲ訴告、

旨

○同日罪人兩人ヲ横濱ニ引渡同国岡士へ可交付決

議ニ因テ島中在民等カ所存ヲ問

○同無異存ノ答旨

○同ホーツンカ履歴

○同ホーツンカ所有地シヨーシシマスへ治却並諸

品ヲ取纏船中へ携帶等ノ崖畧

○同魯船ヨリ依頼同船水夫並平野船雇水夫並人等

水夫便船許容

○五月朔日平野船小笠原島出帆松浪權之丞林和一

郎阿部將翁等ヲ始罪人二人外便船之外國人並小

笠原島へ出稼ノ八丈島職人等乘組航干横濱

○同十一日横濱着船江府へ罪人及外国人引渡方申

稟許可

○同日英西等ノ便船人ヲ其國々岡士へ交付

○同西岡岡士へ應接罪民二人ヲ引渡

○同月日時未詳外國奉行連署シテ古罪人一件及便船外

國人引渡方魯國岡士へ報知等ノ申稟

○同魯岡士へ書翰業

○同指令濟ニ付右書翰魯岡士へ贈達

○同廿二日西岡士懇望ニ付再應中濱萬次郎松浪權

之丞林和一郎等横濱へ出張ホーツン一件談判同  
士服従ノ顛末

○七月七日亞公使閣老ニホーツン小笠原島帰住ヲ  
請フノ書翰

○同外國局内議

○同廿四日右一件外國奉行注視ノ申稟草案ヲ作り  
シカトモ議變シテ廢物ニ屬

○同廿八日前ノ申稟外國奉行柴田貞太郎カ議論ニ  
因テ進達ヲ止ホーツンカ帰島ヲ許シ難キ旨返翰  
ノ草案ヲ作

○八月四日返翰案文言ニ議論生リ再撰則稿成

○同七日返翰案進達

○同返翰案

○同十三日外國局へ交還本日ノ日附ヲ加へ亞國公  
使へ贈達

○同十七日亞公使ホーツンカ帰住ヲ許ナ、ルヲ憤  
リ條理不判然ノ書翰ヲ進出

○同書翰譯文

○同廿九日返翰案ヲ草

○同返翰ノ機會議論アリテ姑ク贈達ヲ止

○十一月十二日亞公使ヨリ仮公使館麻布善福寺當  
夏ノ燒失ハ放火ナリト疑ヒ又英國生麥一件ノ末  
已ニ當三月兵端ヲ可閑形勢ニテ横濱動搖ノ時  
當リ同所工商ノ者去亞人へ負債ヲ促セルヲ暴

ナリト故障ニ加之小笠原島ホーツンハ無罪ナリ  
ト主張シ三件共ニ償金ヲ請フ百三十六号長文ノ  
書翰到来

○同百三十六号來翰譯文

○同十三日去ル八月廿九日所草ノ返翰案本日閣老

ハ進出

小笠原島紀事卷之十三

文久三年

清同治二年  
洋千八百六十三年

四月一ツノ難事ハ生ニケル其一件

ノ權輿ハ去年十二月越後國蒲原郡村松濱ノ農民平野廉  
藏所持ノ船ヲ幕府ノ勘定所ニ雇ヒ上ケ縣令江川太郎左  
工門銃砲方手附普請役格中濱万次郎鯨漁ノ台命ヲ奉乘  
組呂川海出帆本年正月九日小笠原島へ入港漁業ノ為同  
島ニ於テ在任及在苗ノ外國人ヲ雇ヒ乘セ尚同所在動外  
國奉行支配同心松波權之丞小人月付林和一郎兩人モ其  
船ニ乘組小笠原島ヲ出帆シ其近海ニ鯨魚ノ多キハ太平  
海中此島ノ近洋ヲ以テ最チ一トシ外國ノ鯨漁船モ此海  
洋ヲ目的ニ航リ來テ漁業ヲ為セリ然ル所以ニ小笠原島  
在任及在苗ノ外國人等多クハ鯨漁船ヨリ來ル者ノミニ

テ既ニ去年七月亞米利加合衆國ノ鯨漁船第一等ノ士官  
ルノイースレズリノ妻兒ヲ携来テ同所ニト居テ請フ同  
人ノ佛蘭西國ノ内モビアン<sup>地名</sup>ニ生レ鯨漁ニ熟達ス因テ  
亞國ノ鯨漁船ニ乗レリ然ルニ此近海ニ在テ鯨漁ヲ開カ  
バ必大益テラン事ヲ圖リ且皇國ノ人民ヘモ授業シ開  
漁スル時ハ漁業盛大ナランハ必セリト較計在民セリボ  
レガ所有ノ地ヲ購請シヨリ如此ト居テ願フ事トハナリ  
シ也因テ其所請ニ任セト居テ許容ス然ルニヨリ同年十  
月十一月ノ比ヨリ在住ノ外國人ヲ雇ヒ又八丈島ヨリノ  
移民等ヘモ其方術ヲ教授シ港内ニ入來ル數尾ノ鯨ヲ捕  
リ獲ント專漁業勉勵ノ半万次郎平野船ヲ乘來第一ニル  
ノイースレズリヲ漁者ノ魁首ト定メ雇ヒ入レ彼モ雇ヒ

應ニ乘組一船協力其業ヲ勉強シ或ハ東ニ航リ或ハ西ニ  
駛リ又或時ハ小笠原島ニモ帰港シ内外ノ人民競テ試業  
ヲ勵ミ傳習ノ功漸ク成リ移民等モ捕鯨ノ技術ヲ得タリ  
因テ出船捕鯨ノ現業ヲ開クヘシト高議シ同三月中旬開  
業ノ準備ヲ整ヘ會計ヲ算當シ自然不足アラシカト豫備  
ノ洋銀ヲ借用ス

拜借奉願候書付

洋銀貳百枚

右者此度鯨漁御用トシテ罷越外國人共相雇持參金  
ニテハ引足不申候ニ付小笠原島御備金之内洋銀貳  
百枚拜借奉願候必実正ニ御坐候返濟之儀ハ帰帆次  
第返納可仕候以上

文久三庚年三月

外國方

中嶋万次郎印

又權之丞和一郎ノ兩人ヨリモ不意ノ豫備トシテ洋銀千  
弗ヲ携帶ス其預券左ノ如シ

請取申御用意用銀之事

一洋銀千枚

右者此度當島百姓共ニ鯨漁傳習御用トシテ平野船  
一乘組被差遣候ニ付テハ大洋航海如何様之儀可有  
之ニ難計候ニ付用意トシテ書面之洋銀御渡相成遣  
ニ受取申候時宜ニ寄遣拂候儀ニ有之候節ハ兩人打  
合取計帰帆之節委細申立至ク候為念請取書仍如件

三月十四日

林和一郎印

小花作之助殿

松波權之丞印

益田鷹之助殿

原又吉殿

權之丞和一郎ノ鯨漁船ニ乗組シ事ノ所以ハ八丈島ヨリ  
ノ移民等ニ捕鯨ノ業ヲ傳習サセシムヘシ因テ在勤ノ内  
差副勤情ヲ監スヘキ旨ノ下知アルヲ以テ外國方ヨリ權  
之丞之ニ役シ監察方ヨリ和一郎之ニ役ス兩人其指揮ニ  
隨ヒ乗船ノ準備ヲ為シ事全ク整ヒシカハ一同乗組頓テ  
小笠原島ヲ出船シ近傍諸島ノ環海ヲ運轉シ捕鯨スル事  
三十余日此日間ニ鯨魚二尾ヲ獲タリ最早時候ナラズト  
歸港ノ商議ヲ決シ四月二十一日ノ向夕小笠原島ノ港外

ナル兄島ノ灣ニ碇泊スコノトコロハ父島ノ宮ノ濱ト  
相對シ其間十町ニ足ラサル近海ナレハ万次郎指揮シテ  
父島在住ノ外國人六人ハ一先銘々居宅へ歸ル事ヲ許可  
ス各其厚意ヲ深ク悦ビ明朝ノ歸船ヲ約シ取物モ取敢ズ  
端船ヨリ上陸セントスル中ニウイールムスミスト云ヘ  
ル者一人何ノ断モ無ク已ガ勝手ニ荷物ヲ持出ントス彼  
ハ平日ノ行状モ不正勤業モ亦不勉励且不審ノ事モアレ  
ハ碇ト穿鑿ヲ遂ケサル間ハ卒忽ニ荷物ヲ持出サスベキ  
ニアラズト思量シ改テ暇ヲ不與限ハ漫ニ荷物ヲ持出ス  
ベカラスト抑留スミス為方無ク荷物ハ本船ニ貽シテ  
ヲ空シクシテ上陸ス在住ノ巫人ジヨリケホーツント同  
居セシカハ歸テホーツンニ万次郎カ演述ノ顛末云々ニ

テ船長我荷物ヲ抑留ス足下我ヲ援ケ無故荷物ヲ取返サ  
バ呂物ノ半ヲ分チ與フベシト談合スホーツン眼前ノ利  
慾ニ心暗ラミスミスク依頼ニ同シ應援ヲ肯フスミス再  
ヒホーツンニ對ヒ臨期加勢ノ方略ヲ問フホーツン微笑  
其ハ無益ノ念也我汝ヲ援クルニ難キ事ヤハアル將ニ荷  
物ヲ持出ントスル時若妨ケ止ムル者アラバ我短銃ヲ發  
テ妨者ヲ斃スベシ汝ハ其虚ニ乗テ荷物ヲ端船ニ運ハハ  
我モ續テ飛乘リ共ニ權ノ立テ漕去ルニ子細アル事ナシ  
ト誇負ニ答フ然ラハ心易シト雀躍シテ悦ビ同宿ノジヨ  
ンチヤルレスヘ雷管ノ所持モアラハ与ヘヨト乞フチヤ  
ルレス所持無キ旨ヲ答フ斯テ其夜ハ明朝ヲ約シ各枕ニ  
着クカト思ヘハ短夜ノ習鷄鳴曉ヲ報レハ忽東天朗ニ明



ワタリ同二十一日ノ朝トナリ昨夕上陸ノ六人再々本船  
ニ至ルベシ互ニ相誘フ此時スミスト共ニ平野船ニ雇ハ  
レタルセームスミススヘモ荷擔ヲ請フセームス首ヲ揮  
テ其ハ以ノ外ノ拙策也本船入港ノ上船長ニ請ヒ受ケ荷  
物ヲ返シ與フヘシ今日船ニ至ル事ヲ止ヨト止ムレドモ  
承引ノ躰ナシ今ハ是非無シト各同伴シテ端船ニ至ルニ  
ホーツンモ共ニ乗入ントスルヲ見ジヨンウイルム之  
ヲ止ノ本船固ヨリ人員足レリ足下來ルトモ用無キハ必  
セリ帰リテ休息然ルヘシト説示セドモ心ニ一物アレハ  
強テ乗込我人等ノ有無ヲ論スルノ意ナシ只スミスガ荷  
物ヲ取返ス為ニ至レバ其時ニ臨ミ汝等船長ニ荷擔スル  
事ナカレト云衆其言ニ應スル者ナシスミス側ニ在テ我

今日荷物ヲ取返スヲ妨ケ我ニ敵對スル者アラハ撃殺ス  
ヘシト詈レトモ余彼ク平日ノ所行ヲ憎メハ染々可否ヲ  
言フ者モナケレドフ井レツブホトベシ其事ノ非ナルヲ  
説キ何レニモ今日本船へ乗ルハ拙シト充分言フ盡シテ  
止メシカハホーツンモ理非ノ説論ヲ側聞シ其理ニヤ服  
シケン今ハ帰ラン志ヲ起シ其旨ヲ發言ススミス尚喋々  
詈ル内ニ端船本船ニ着キ各乗移ルニジヨンウイルム  
ハ獨リ貽リテ端船ヲ本船ニ繋キ左<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>テ後ヨリ乗  
移ラント猶豫スル内ホトツンハスミス等ト共ニ續キテ  
船ニ上ラントスル時過テ短銃ヲ端船ニ取落シ心ツキナ  
ク乗移リウイルム一人アリテ其短銃ヲ拾ヒ取上見レ  
バ玉ヲ込タリ是ハ危殆事也ト潮ヲ沃ギ火氣ヲ止メ本船

へ携上り万次郎ニ最初ヨリノ事情ヲ耳語忠告短銃ヲ遞  
與ス万次郎スミスホーツン等カ姦惡ヲ聞大ニ驚キウイ  
ルレムガ心利且忠告ノ実意ヲ感歎シ密ニ兩人ヲ召捕ヘ  
ント其午配ヲ為スホーツン時間十五分計過ウイルム  
ク所ニ來リ短銃ハ如何ヤト問フウイルム其言ヲ  
聞汝火器ヲ携当船ニ來リシハ最モ暴逆ノ所業也若過テ  
死傷アラハ汝ヲ罪ハ汝ヲ責ムヘケレドモ死傷ノ者ハ汝  
ヲ責テ返ニ非ズト太ク罵リ叱シナム万次郎指揮シテス  
ミスホーツンノ兩人ヲ連來ラシメ事ノ顛末ヲ糾明スル  
ニスミスバカ昨日抑留セラレシ荷物ヲ取帰ラン為ホー  
ツンヲ談合自然妨ケ止ル者アラハ短銃ヲ以テ防クヘキ  
用意ナリシヨシ明白ナルヲ以テ肩ガ浦ナル官廳ニ送ル

ヘシト直チニ兩人ヲ召捕尚儒乘マシ外国人等ヲ呼出し  
見聞ノ行状包ミ密ニ事ナク明白ニ申稟スヘシト糾問ス  
其口書左ノ如シ

於ニ見港千八百六十三年第六月九日 皇曆四月廿三日

ベニシヤムウナルム申口 魯船之病人

一我レシヨーチホーツンの家ニ而聞ケリ○ウイルム  
スミス、シヨーチホーツンホ向ていふ汝船中ニ行我  
櫃を請取ヲ助カセバ櫃中ニ在る呂物ノ半ヲ汝ホ与  
ヘー又ホーツンホ向て問ふ○何を汝ハ持行ヤ○ホ  
ーツンハ我ハ短筒を持行汝の櫃を請取ニ妨る  
の何らハ我其頭を打破る筈  
シヨinchャルス申口 大村ケレ方同居人

一 シヨールチホーッン船小行んとして我ハ雷管を乞へ  
リ我彼ヲいふ○我ハ少シの所持をばしと答れど  
強て家内を穿撃せんとして行んとせしむ○再い  
ふ我ハも一ツ所持せじと  
セームスミス申口  
「ヲワホー鯨鯨船より上陸ノ五人  
一 ウイルムスミス我ヲ乞ふ○我汝と同行し彼の荷物を  
受取テ助カセよと○我彼ヲいふ其儀ハ不可然併船  
入港セも我舟中ヲ至リ汝の為ニ船長ヲ乞はん今日  
ハ舟中ヲ行事ナリれと諭セリ  
ヲワホー船  
一 我ハフリク船附属之揖取マ喜人ナリ我ウキレムスミ  
スガ是迄之所業を充分ヲ知不故ヲフリク船ヲ行事

ガリルと諭セリホーッン此事を聞て云く我ハの友  
船ヲ乗来リし過リ○我彼ヲいふ汝我を頼ま  
何所へナリと上陸させべし○ウキレムスミス  
ホーッンハ向クソハと恐る事ナリ若誰ハ我方  
ヲ敵對セも我ハ夫を打倒せし

シヨールキルム申口  
奥村ニ羅在候ホルトカル人

一 我ホーッンヲいへり我等の友船も水夫充テなる由  
汝も行ス方可然と○ホーッンハ我ヲ揖を取ら  
ざるも舟少ク陸を隔てし頃○スミス我ヲいふ我  
荷物を請取為ニ船中ヲ行ナリ汝必船長ヲ荷擔する  
事ナリれと○我彼ヲいふ我ハ何事へも組セし且彼  
小問ふ汝我櫃中ニ入置し品物ハ如何ナリや○彼答

ふ其俣置べしと我彼の傍に至りて友船中子残りて  
友船の舳に玉込せし短筒あるを見出せし故直に是  
を舳長に訴ふ十分又ハ十五分入りて過てホーッ  
来りて我に問ふ○我其器械を以て何事をなせしや  
○我問ふ器械を何等の事をしや○彼答ふ我懐  
中より落せし其短筒のこさかり○我彼に訴ふ汝船  
中へ其器を持参せし不持ありや

ベンジノン、モーキン申口 大村フラホー方ミカナカ人

一我ウオレムミス友船に乗組し水夫に咄を聞けり  
我櫃を請取る多め船中へ行べし若我に手を附ると  
のありし我夫を打殺すべし

右六人口書

以上六名ハ其聞けし所其見ル処ヲ陳述スル所口書ノ如シ  
其餘ノ者ハ其場ニ関係セサレバ子細ヲ知ラズト申稟ス  
本人等カ白状傍人ノ申稟符合スレハ其罪可許ニ非ト則  
廳ニ送り船中ニ於テ糾明ノ詳細ヲ告ク在番ノ長吏小花  
作之助罪人二名ヲ受取臆テ作之助ヲ始同心松波權之丞  
小人目付林和一郎立会改メテ糾問ヲ加フ兩人今更陳ス  
ルトモ免ルヘキ形勢ナラ子バ白地ニ白状ス殊ニ傍人ノ  
申稟モアレハ弥甚悪ノ心術紛レ無レハ其俣空屋ニ推籠  
出入ノ口ヲ鎖シ三食ヲ送り与フ斯テ後乗組ノ外國人等  
ヲモ呼出し見聞ノ始末ヲ糾問ス各申稟万次郎が告ル所  
ニ異ナラズ且ミスガ悪行令般ノ一事ノミニ非ス偷盜  
ノ所業屢也ト訴フ因テ其證各ヲ進出サセシム

於小笠原島千八百六十三年六月十日

皇曆四月廿四日

下ノあふ連名之者共ヨリ差出候證書之儀ハ日本人  
子捕丸一ウキルムスミス志番九子乗組洋中ニ於  
出入テ諸品を盗取候儀相違無之其諸品左ニ記一私共  
連印仕候

セームスミス

フリッパビーエッチホーベン

ジョンウイールム

ベンチナンモーキン

本一友船附属之小刀貳丁

一懷中小刀貳丁

一日本茶碗十

一麻糸巻

一帆布綿切レ長ナ十四フット貳ツ

一小網一筋拾尋ツ、三筋

ウイレムスミスガ悪業如此判然ナル上ハ彼ハ勿論ホーツン  
モ他人ノ悪事ヲ助ケ殺人ノ器械ヲ携ヘ己ニ暴発ニ及フ  
ベカリシニ臨期ニ至リ天網ノガレズ過テ其苦ヲ脱落ヤ  
シヲ以事其場ニ至ラズト虽モ志ハ憎ムヘキノ甚シキ者  
也在斯姦悪ノ者ヲ在島ナセシムルニ於テハ後日彼如何  
ナル悪事ヲ為シ良民ノ害ヲ引出サンモ罔リ難ケレバニ  
人俱ニ当島ヲ追拂ヒ後害ヲ絶ベシト商議シ在任ノ外國  
人等ヲ一同ニ徴出シスミスホーツンノ兩人カ悪事ノ顛

未ヲ説キ聞セシカバ在島ノ外國人等モホーツンガ平<sup>ツ</sup>日  
ニ其智アリテ人ヲナヤマセ總テ行状正シカラス人ヲ煽  
動シテ良民ニ害ヲ為ス事跡カラス且動モスレバ殺伐ノ  
氣アルヲ憎ミ居タリシ折柄在斯悪行ノ發覺ヲ幸ニ旧新  
数件ノ確證ヲ奉ケ其惡ノ行跡ヲ訴フ然ドモ其訴ヘ告ル  
事件ハ既往ノ事多ケレハ姑ク其罪ヲ問フ事ヲ閣キ眼前  
官府ノ用船ニ對シ其惡ノ暴行ニ荷擔スルノミナラス火  
器ヲ携ヘ人ヲ殺傷セントス彼過テ其器械ヲ脱<sup>ハ</sup>落<sup>ト</sup>サバ  
セハ幾千人ク此為ニ殺傷ヲウクベキハ必セリ其惡心許  
スヘキニ非ス然ル茲惡ノ者ヲ島中ニ居住ヲナサシムレ  
ハ被害ノ基因テ横濱ヘ連行ント欲ス各異存アリヤト問  
フ一同些異存無キ肯<sup>コト</sup>ヲ答ヘシカバ後日ノ証<sup>コト</sup>ニ左ノ書ヲ

進出ナシム

於小笠原島千八百六十三年第六月十日

皇曆四月廿四日

一番丸船長中濱萬次郎父島在留之者ハ申聞候ニハ  
チヨーチホーツン並ウイルレムスミス兩人ヲ連行候  
ても異存無シ裁之旨尋有之候処私共一同奉畏候殊  
ニ右兩人之者ハ日本一番丸ニ對シ海賊之所業相働  
候義相違無之依之私共連印丸之如

ナタニールセイウラリ

ジョンブラホ

シヨージブラホ

アントローゼーキング

トーマシエッチフユブ

チレーズリウイヤ

トームベパ

ジョンマルクイス

モウスジヨラス

トーマスデウキス

セームスミメス

シヨーススルアト

ヘンジノンモーキン

在島ノ者ドモ齊ソク一如此ナレバ今ハ猶豫スベキニ非ズト  
雖モ外國人ノ処分島中限ニ施行スルノ權無キヲ以テ為  
左ニモ為カク右ニモ江府ノ裁断ヲ仰キ下知ニ任スベシト萬  
次郎ニモ合議シ平野船ニ乗ラシノ權之亟和一郎モ差副

フベシト高議大概定マリ先罪人等へ横濱へ連渡彼地ニ  
於テ處分スヘク豫ノ其旨心得居ルベシト嚴達ス抑シヨ  
一チホーツンハ西曆千七百八十三年皇曆天明三年第五月三日  
英國ウエーンフリート地ノ市街ノ内リコルニサイルト云  
ヘル地ニ於テ出生シ今年五月三日ニ至リ満七十九歳ノ  
極老也壯年ヨリ船乗ヲ業トシ其始亞國軍艦アリモーツ  
船ノ水夫ト為リ皇朝嘉永六年洋曆千八百五十二年同國コモド  
ールベルリ父島へ渡来ノ時ホーツン病ニ罹リ同島ニ貽  
ナレ永暇ノ身ト为リテ始ハ洲寄村ニ居住其后今ノ大村  
ニ轉住ス妻子トテモ無ナレハ家ニ置ケル幼童ハケレガ子  
ニテホーツンハ全單身也然ル故ヲ以テ一度大村ナル居  
宅ニ歸ル事ヲ許容アラハ些蓄へ置ル諸ノ調度ヲ始ノ一

切ノ荷物ヲ取纏ノ携行度且是迄ノ持地千二百坪余ハ他人ニ讓渡シ全ク結括ヲ整ニ事ヲ惘願ス然レモ手放シ歸宅ヲ許スヘキ者ナラ子ハ護警ヲ附添シテ其居宅ニ歸ルコトヲ許容ス頓テ送ラレ大村ニ歸リ家内ノ雜物大小輕重ヲ擇ハス悉皆取纏メテ平野船ニ積入<sup>ツミ</sup>家ニハ一物モ貽残ナシ抱地ハシヨリチシノスヘ商量シ價ヲ定メ讓渡シ最前莖後守水野忠徳<sup>カ</sup>與ヘ置シ後證ノ抱地圖ヲモ俱ニ遞與ス因テシヨリチ先是万次郎ヨリ給料ヲ過分ニ借受<sup>ツク</sup>今般八十弗ノ洋銀ヲ返納スベキ約定ナリシカドモ遞ニ地所ヲ購ヒ得其代價ヲホ<sup>ッ</sup>ツンヘ遞與セバ忽返納ノ準備ヲ失フ因テ仰願暫時ノ猶豫ヲト歎訴ヘホ<sup>ッ</sup>ツンヨリ請取シ地圖及沽却ノ證券共ニ万次郎ニ預ク万次郎其

情実黙止難ク歎訴ノ旨ヲ許容シ地圖證券ハ請取テ小笠原島ノ官廳ニ進出以後ノ処分ヲ委托ス其他歸船ノ準備鞅掌ノ央旧冬魯艦船長ヨリ依頼シ差置タル英國出生ノ水夫病者二人且本年三月亞米利加鯨漁船ヨリ脱走ノ水夫三人並ニ平野船鯨漁中雇入レノ亞人一人都合六人横濱マテ便船ヲ許容アラバ着船ノ上銘々自國ノ因士ニ訴ヘ歸國ノ方法ヲ商量シ毫末ノ厄害ヲ罹クベカラズト在留外國人等モ俱ニ言ヲ副ヘ歎願ス因テ在廳ノ西役及万次郎モ其席ニ列リ可否ヲ商議スルニ今強チニ抑留シ滞在<sup>モ</sup>中自然不都合ノ事件生ラハ所詮處置ニ面倒ヲ生スハ顯然<sup>ク</sup>在斯懸念ノ種ヲ貽<sup>シ</sup>ニヨリ寧<sup>ク</sup>口彼カ歎願ニ隨<sup>フ</sup>マ<sup>シ</sup>便舟ヲ許容シ横濱ニ連行自國ノ因士ニ縁テ各本國ニ歸ラ



ハ後ノ厄害ヲ絶ツノ一益アルノミナラス今般ノ罪人兩  
人が罪状ハ親シク見聞シテ知ル者ナレハ自然事ノ氷解  
シ難キ節ノ證據トモナルベシト便船ヲ許容スベキニ評  
決シ六人ノ者ハ横濱マデノ便船ヲ許ス且去秋八丈島ヨ  
リ小笠原島へ出稼ノ職人七人疾ク其業全ク畢リ本島ニ  
返スベキヲモ乗組セ同廿九日権之丞和一郎雇醫師阿部  
将翁一同スミスホーツンノ兩罪人ヲ引連レ乗船シ翌レ  
ハ五月朔日小笠原島ヲ出帆同十一日横濱ニ着船直ニ上  
陸江城へ同指令ヲ得兩罪人ヲ始便船セシ外国人ヲ引渡  
サント先英國士ニ面接シ便船ノ英人二人ヲ渡シ請取ノ  
横文ヲ收領ル後亞國岡士館ニ至リ岡士ニ面會シ便船ノ  
亞人一人ヲ引渡シ次ニ權之丞万次郎和一郎スミスホー

ツンカ罪状ノ顛末委細演述右二人ニ島民等カ申稟ノ口  
書ヲ添引渡ス岡士一五一十ヲ首肯シ尚スミスホーツン  
ヲ鞠問スルニ其白状三士カ縷述ニ毫末モ違フコト無レ  
ハ別段異議アルニアラス遣ニ受取夫々相当ノ處分ヲ加  
フベシト答ヘ二人並ニ前ニ請取シ一人ノ請取共夫々横  
文書ヲ差出ス三士之ヲ收領シ岡士館ヲ出ツ其後八大ノ  
職人等カ歸島ノ處分ヲ始メ彼是要用辨理ノ為横濱ニ滞  
留スル事五日漸ク事果同十六日ノ朝再々乗船同所出帆  
同日黄昏迄川海ニ着船直ニ上陸外國奉行ニ就テ歸府  
ヲ報告シ島中ノ景況捕鯨ノ崖畧其船ノ雇人スミス彼ニ  
荷擔ノ在島亞國人ホーツン等ガ罪状其終ニ閣難ク横濱  
迄連歸亞國岡士ハ引渡受取ノ横文書ヲ收領シ事件ヲ始

其餘英亞西國人便船ヲ懇願事情點止難ク乘組ヲ許シ是  
又西國ノ國士一引渡シ夫々受取ノ横文ヲ收領事金異議  
ナク濟ッリシ顛末約言申禀携来ル數通ノ横文ヲ進出ス  
奉行尤ノ書ニ横文ヲ添附老豐前守松平信篤ニ進達ス

小笠原島ヨリ罷歸候支配向召連候外國人  
引渡方其外申上候書付

竹内下野守  
着地伊豫守  
大井美濃守

旧臘為鯨獵稼小笠原島一向出帆仕候御勘定所御雇一  
番九鯨漁船ノ儀於同島捕鯨相心得候外國人六人相雇  
稼方致一当四月二十一日夕兄島灣碇泊之節右船乗組  
御代官江川太郎左工門午附中濱万次郎雇置候亞未利  
加人ウイルレムスミスト申者荷物風呂敷包等無断取

出上陸可致様子ニ付暇不差遣以前右品々難相渡次第  
申聞候処同日上陸致一父島之内大村一在留致一候  
ヨ一ジホ一ツント申者申合翌朝ニ至リ短筒水相携本  
船一漕付船端一登候節右短筒取落候ニ付相糺候処ス  
ミス所持ノ道具渡方差拒候者有之候者時宜ニ寄短筒  
可打放積兩人申合候趣申聞右荷物之内ニハ盜取候品  
々モ有之右之次第ニ付在島外國人一同申立候ハ右ホ  
一ツニ儀是迄數度惡事有之且スミス儀モ平生不直者  
ニテ此上在島致居候テハ如何様之企可仕七難計ニ付  
嚴罰相成候様申立候得共島内ニテ番人附置取計方伺  
中永々其終差置候七懸念不少依之同島御用向其外ノ  
事情申立旁一番九鯨漁船一外國奉行支配同心一人御

小人目付一人御雇医師一人乗組羅越候 前書二人之  
外國人其船中へ召連羅越於横濱亞米利加コンシユル  
へ可引渡積リ詰合一同申談候折柄去冬魯艦船長ヨリ  
病氣ニ付差置候英吉利出生之水夫貳人且当三月中亞  
米利加鯨漁船ヨリ出奔致し候水夫三人並鯨漁中相雇  
候亞米利加人吉人都合六人便船之儀願出右横濱表迄  
召連候ハ、銘々自國コンシユルへ申立迷惑掛間敷旨  
在留外国人一同相頼候ニ付強テ差置不都合之儀相生  
候節ハ、詰リ御手数相生候ハ、顯然之儀存し惡意申合  
候兩人證據ニ付可相成ニ付願之通便船差許し其外去  
秋八丈島ノ為出稼小笠原島へ差渡候職人共七人最早  
御用濟故差返候積リを以同船致し去々朔日同島出帆

同十一日横濱ト入津致し前書之趣英亞コンシユルハ  
申談引渡候処夫々請取書横文差出右惡意申合候亞米  
利加人貳人ハ、彼方於て罰方取計候旨亞米利加コンシ  
ユル申聞候般去ル十六日夕呂川沖入津鯨漁船乗組支  
配向罷帰申聞候就テハ魯西亞船より残置英吉利出生  
之水夫貳人英ヲコンシユルハ引渡候趣ハ、追テ魯西亞コ  
ンシユルハ私共ヨリ申遣し候様可仕候依之右横文翻  
譯相添此段申上置候以上

五月

竹内下野守

菊地伊豫守

大井美濃守

魯西亞國岡士へノ書翰ヲ草シ左ノ申稟書ヲ副進達ス

魯國岡士へ可差遣書簡之儀ニ付  
相伺候書付

竹内下野守  
菊地伊豫守  
大井美濃守

今般小笠原島へ支配向之者乗組帰帆仕候鯨漁船ニ石  
連越候魯國運送船水夫西人過日申上候通其本國英國  
岡士に引渡相濟候処最初同島渡来之節魯國船長之差  
配を請上陸致し居候との儀ニ付英公使に御引渡相  
成候義一應魯國岡士へ御達し御座候方ニ可有之む鎖  
末之義ニ付私共より書翰差遣し可然奉存候依之外國  
奉行申談候処何事も存寄無之ニ付書翰業取調此般奉  
伺候以上

亥五月

書翰業

魯國岡士 エスクワイル

以書翰申入候客歲我十月二十八日貴國蒸氣運送船ヲ  
ントシヨドシニス船長より病氣ニ付小笠原島に殘  
し置候英國出生之水夫或人へリケレインウイルリア  
ムス茂キヨニコールトソシカるとの病氣平癒ニ付吾  
邦鯨漁船右島より帰帆之節為乗組本月九日同船金川  
港に到着しきり尤着帆之上へ同港居留本國岡士へ引  
渡し具候様在島中より水人懇願致し居候儀ニ付日船  
乗組之士官より本月十七日英國神奈川在留岡士に引  
渡せし就るハサントシヨドシニス船長より差出置候

證昏二通返却英園岡士より差出候請取書寫相添此  
段其許心得之為ノ申入候謹言

文久三亥年五月

竹内下野守

菊地伊豫守

大井美濃守

六月十二日指令濟同日魯園岡士館へ贈達ス先是ホーッ  
ニ又例ノ狡黠ヨリ傲慢ニ募リ盜計ヲ構ヘ岡士ニ如何ナ  
ル虚偽ヤ詐ヘケン五月廿二日ニ至書翰ヲ以テ同人ヨリ  
告訴ノ趣アレハ彼ヲ小笠原島ヨリ捕來リシ士官ニ今一  
應面晤セン旨ヲ請求ス既ニ頃日岡士立會糾問シ本人等  
ガ白状ニ因テ其罪状明白ナルヲ以テ無異議兩人ヲ受取  
置今復再應ノ面談ヲ請フハ義理反覆スルニ似無益ノ處

分ニ屬スト雖モ請求黙止難ク三士再ヒ横濱へ出張シ岡  
士へ面會ノ上尙過日陳述セシ兩人ノ罪状ヲ詳細ニ説聞  
スルニ岡士ノ疑惑全ク散レ如此罪状判然ナル上ハ銘々  
相当ノ罪科ニ處スヘク已ニホーッニ歸島ノ心願アリ  
ト虽モ容易ニ歸島ヲ許スヘキ者ナラ子バサンフランシ  
ユスコへ放遣ルヘシト云テ事余氷解ノ餘ナガラ若不徹  
底ニテハ後日必葛藤ノ基也ト思慮シ此上不審アラハ問  
ニテベシト問詰レ氏再問究ムヘキ事無シト答フ今ハ是  
迄也ト三士ハ横濱ヲ去リ歸府願末ヲ復命ス其後七月七  
日亞國公使ヨリ左ノ書翰ヲ進出ス

第九十九号

千八百六十三年第八月二十日横濱小於て日本不

る合衆國使臣館へ

所老中小呈さ

余下件ヲ台子告く因人とがりて日本船ヲて無人島  
ふ此湊迄送り届られ来る人の中子亜米利加人ジヨ  
ジホーッンとつふとのあり此者ハ無罪なる事明白と  
あり多るより之を救へりホーッン君無人島小於て  
高價か不所持之品物あるよりつる右之島へ歸らん  
事を願へり之より川へ余今謹んで台下小乞ふ台下右  
のものを如何様かして何時無人島小送り届さんと  
思ふ、や急速之を余に告給りて辱へん惶敬白

日本在留

合衆國ミニストルレンテント

ロベルトエッテラン手記

翌十日一覽済返ナル抑此書ノ文意前ニ岡士が返答ニ返  
覆シホーッンヲ無罪明白也トスルハ彼ニ救カレシニヤ  
小笠原島ニ歸住ナセシ事ヲ請フト云へば政道上ニ於テ  
許シ難シ彼姦悪ニ與シ未々暴發セシニハアラネド已ニ  
其拳ニ及ントセシカ誤テ火岳ヲ脱落シ惡計忽露頭捕縛  
ニ就糾問セラレ已ガ口ヨリ惡事荷擔ヲ逐一白状ス因テ  
其罪科許スヘキニアラネバ小笠原島ノ住居ヲ止メ罪状  
ヲ詳細ニ縷述シ岡士へ引渡セシカバ岡士モスミスホー  
ッンヲ鞠問シ罪状紛レ無キニヨリホーッン歸島ノ情願  
アレトモ決シテ歸住ヲ許スヘキ者ナラ子ハサンフラン  
シユスコニ放テ遣ルベシトノ返答ニ及シ有罪ヲ無罪ト

シ且追拂ヒシ土地ニ推テ歸任サセントスルハ何ゾヤ加  
之彼島ニ高價ノ品物ヲ貽スト云ヘルハ全ク詐偽ノ申稟  
ニテ既ニホーソン出島ノ際調度諸品ハ悉皆自身携来所  
有ノ耕地ハ證券ヲ副ヘテセームスニ譲リ其代價ヲ收領  
シ上ハ一物一品土地ハ錐ヲ樹ルノ地モ貽殘ノモノナシ  
如此明白ナルヲ彼ガ舌頭ニ惑ハサレ在斯不條理ノ請求  
ヲ為ス公使ノ處置モ亦卒忽也今此書翰ニ表向回翰アリ  
ト速ニ服役スベカラス因テ姑ク返翰ヲヒカハ其以前而  
會シホーソンガ詐偽ヲ辨解シ罪状ノ顛末ヲ説諭ヲバ了  
解ノ一端ニシテ其應答ニ因リ公然回答アル方然ルベシ  
ト一同評決シ同廿四日建議書ノ草案ヲ作り百七十七番  
ト題シ局中ノ廻ニ出ス

亞國公使ヨリ差出候書翰ノ儀ニ付申上候書付

外國奉行

亞國公使ヨリ御手前様方宛書翰一封差出候間披封之  
上翻譯為致一覽仕候処ハ笠原島居留同國人不堪之儀  
有之同所詰支配向之ヒの召捕連帰同國ヨリニエルト  
引渡候処彼方於テ吟味詰之上彼國律ニ於テ罪状無之  
無構者ニ付同島便船次第帰島致度段願出限趣ニ有之  
一躰同島之事ハ御國版圖トハ申上申上外國人共居留  
致居候間御間拓相成候共追拂候託ニハ參兼候間其儘  
羈縻撫卹可被為在積ヲ以各開港場居留外國人取扱方  
之見合を以御條約面ニ從ハ各其國法を以裁判乃致候

心得ニ而此度ヨシニエルト引渡候儀ニ於彼方於テ無  
構者ト結獄仕候上ニ此方ハ彼是差待可申儀ハ無之哉  
ニ候得共右之者並平生之所行也<sup>能文アハカ</sup>不宜島内夷民共一同  
不服之上御開拓初之儀免角ニ故障ケ則敷儀ハ申立御  
取締筋相妨候様之舉動ハ有之トのニ付當時役々為  
引拵候上ニ猶更之儀ニ御座候間此度之不持を幸ニ  
同島引拵ハ申付且此度之始末ニ付島民一同ヨリ在島  
罷在候役々ハ申立候趣も有之何分無罪之トの共相見  
不申故公使裁断之趣も公平トハ難申間其段御返簡を  
以御弁詰相成可然哉ニ御座候得共右ハ之入譯巨細  
取認候共紙筆上ノ議論ニ而も自然徹底仕氣結句彼此  
法律差違御座候筋を以條約上之論ハ相涉リ候間彼方

申分通無構御處置相成候場合ニ至リ同島退去之運小  
ハ至急可申哉且書中便船之儀も當時役々移民ト引  
上候上ハ当分便船も有之間敷候得共最初同島御開之  
砌各國公使ハ御布告之趣も有之候処當節之御事体申  
入候も御不體裁を勿論役々引上候始末杯御書簡上  
ニ書載仕候も後證々相成候事故尔後外國政府ヨリ  
同島ハ手入仕候様之儀御座候節申争候辭柄を無之第  
一ハ金匱之缺第ニハ御國間近ニ外國人足溜リ出来候  
筋ニ而御要害ニ相拘リ候様成行可申哉ニ付右御書  
簡御返簡之趣も先不差遣私共引合席同人罪状之始末  
ヲ便船ノ不都合迄委細申諭猶彼方應答ハ御返  
簡被遣候方可然哉奉存候依之立合役々申談来書訳文



相添此段申上候以上

亥七月

外國奉行連署

如此草案シ百七十七番ト題シ内廻ニ出セシカトモ又議  
変ジ同廿八日閣老連署ノ返翰ヲ草シ更ニ同番号ヲ以テ  
内廻ス果シテ文案ニ議論アリテ同八月四日草案ヲ再撰  
シ彼内廻ニ及ビシナリ本年五月下知ニ因テ小花作之助  
以下小笠原島出張ノ諸吏微返ナル各出島ノ後ハ彼島主  
宰ノ官吏無ク又旧ニ復リ追々ニ来リ在留セシ島合ノ雜  
居假令ホーツン帰島ヲ擅ニストモ之ヲ拒絶シ追ヒ退ク  
ルノ権アルニアラ子バ誰ガホーツンヲ謹責センヤ其ヲ  
挫クハ新然タル閣老ノ返翰ニアレハ十二分ニホーツン  
ガ罪状ヲ雷ス方可然ト議定<sup>ナク</sup>稿成テ同八月七日河内守

井上正直ニ進出ス其案左ノ如シ

亞米利加合衆國ミニストルレシダント

エナセルレンシー

貴國茅八月廿日附弟九十九号之書翰落キ我小笠原島  
ニ在リテ罪を犯セズ貴國氏チヨルジホーツン我吏人之  
チノ貴國神奈川在留コンシユルハ引渡さ<sup>レ</sup>ルニ其  
方於テ吟味詰之處無罪之レノ子差極り多<sup>ク</sup>趣を以テ  
早々同島ハ可送返様望<sup>ム</sup>、戻被申趣委細領承セリ  
ホーツン罪状之儀ヲ最初引渡セ<sup>レ</sup>をリコンシユルハ引  
渡セ<sup>レ</sup>同島在留外國人口書之趣もありテ殺人之器を  
包藏セ<sup>レ</sup>ハ相違無之相聞ハ殊ニ同人事ハ在島民人之  
かりあハモ不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>目今帰島ハ候ハ、不<sup>レ</sup>都

合を可生見込有之身歸島之事ハ取計いかぬ間其  
段了解有之度右答書如此候拜具謹言

文久三年癸亥八月 日

松平豊前守 花押

水野和泉守 花押

板倉周防守 花押

井上河内守 花押

有馬遠江守 花押

閣老一覽畢リ同十三日返下因テ今日ノ日附ラ加ヘ即日  
神奈川ナル亞國公使館ニ贈達ス同十七日再々左ノ書翰  
ヲ来ス

第百六号

千八百六十三年第九月廿六日日本横濱合衆國之使

臣館ニ於テ

御老中ニ呈ス

余ゼオルジホルトニの一條ニ附テ台下の返翰を落テ  
セリ貴國の士官無人島共リ伴ハ人々を我ガコンシ  
ユルニ引渡シヨリ○其罪を犯セテ者ハ直々入牢セ  
メテ罰シキリ然れどもホルトニハ貴國士官の裁許ニ  
テ無罪トルニ許されたり彼ハ甚だ老テ柔弱也此貪  
シテ老弱なる男を若シ彼島ニ歸テ遣テ時ハ惡事を生  
ズベトと台下ニ全く間違テ報告セリ此者ヲコモルト  
ルベルリ君ヨリ其島ニ殘シ留めキリ而シテ今彼ハ七  
十余名ノルリ○余ハ彼島の住人等ノ彼を惡敷人ト

云へる儘なる證を見事欲す  
ホルトニも彼島子所持の物件あり且又彼説小従へハ  
彼地小敷多の子供を持てり其子供も彼の恵ふと養育  
を請け皆彼に依頼するとのゆり此故ニ日本政府彼を  
十分小罪風一と一帰一送らるゝ歟或も其所持之物件  
之為ニ償を共へらるゝ歟を余強て乞むを要す若し台  
下彼を歸し送らば又其物件の料を共へさる時ハ彼  
その料を括取り歸島を願ふ時と余彼を其地ニ送る  
べし然れと右の如く余より彼を送り歸す時ハ於て  
ハ其雜費ハ大君殿下の政府より之を請い受くるに若  
し我軍艦彼島子到りて彼を守護する処置を為さること  
を要する時と台下に於て其事を引受くるに於て恐惶

敬白

日本在留

合衆國ミニストルレヂェント

ロベルトエウテアライン午記

未翰横文ノ翻譯右ノ如シ其文中ノ旨趣ハホーソン飽迄  
詐偽ヲ以テ公使及岡士ヲ欺キ一旦三士ト岡士立會ノ目  
前ニテ已ノ口ヨリ罪ノ顛末ヲ白状シナカラ今又兇罪也  
ト訴一剝一所持ノ諸品ハ携來リ所有ノ地所ハ代價ヲ收  
領シ沽却セシ上ハ些モ彼地ニノコシ置モノアルニ非ス  
殊ニ已ハ獨身ニテ妻子アル者ニアラヌヲ數多ノ子アリ  
ト云フハ迹形モナキ虚言ニテ在島中彼ノ家ニ居タリレ  
ハ前キニ死去セシ英國人ウリヨムケレガ子ニテゲレ死

去ノ後今ノトーマスデベン入夫シタレバ継父アリ実母  
アリ何也ホーワシカ撫育ヲ請ニテ固ヨリホーワシカ養  
トナリシニモアラネハ惟言ヲ巧テ事情ヲ余義ナクセン  
トノ口實ニテ訴訟貪虚飾ノ妄言ナルヲ深ク鞫問ヲモ加  
ヘズ彼ク舌頭ニ説テ惑ハサレ片言ヲ採用テ理ヲ非ニ枉  
ケ有罪ヲ無罪ト為ス而已ナラス在斯驕慢無礼ノ書翰ヲ  
進出スハ政府ニ對シ輕蔑甚キ處分ナラズヤ是ヲシテ忍  
フヘクバ又何レヲカ忍フベカラランホーワシカ心術  
狡黠不正ナルヲ憎ミ島民彼ヲ見ル事蛇蝎ノ如シ其ハ前  
ニ出張ノ官吏ニ訴ヘシ以テ察知スルニ足レリ然レハ適  
ニ條理判然ナラシメズバ必後害ノ端緒ナルベシト同ホ  
九日返簡ノ草案ヲ作り二百十一番ト題シ内題ニ出ス

亞米利加合衆国ミニストルレンテント

エキセルレンシー

ロベルトエウチフライント

貴國客歲芽九月廿六日附才百六号之書翰落手披見先  
般我小笠原島ヨリ連越一其方へ引渡セ一貴國人セラ  
ルシホルトン之儀ニ付被申越了解セリ然る小書中同  
人儀ハ我國士官之裁許を以て無罪となし許さるゝ趣  
陳述せらるれと右も蹤跡も無き事ニと畢竟在島中  
ウキルムスミス小共ニ一殺人の咎を袖ハ一我士官  
を脅さん金一ハ相違無之最初我士官より其岡士ハ  
相返セ一同島住民口書ハ記載セテ通り之説ナレハ我  
國律ハ於て免るる一からさるものバハ貴國貫籍ハ

屬さると此故條約面ハ後ハ其方へ引渡セし事ナ付キ  
既ニ被申越奪擄とる番ナリ且同島ニ數負の子供を殘  
し置さる趣ナキと我國士官をして實地ニ斃亡の氏  
負を檢査セし色し小同人儀ハ單身小兒孫等絶く無  
之との之由聞及へり然るニ前條子供を殘し置しとの  
儀ハ是又我ホ之疑惑とる所ナリ將同人所持之物件之  
償金此方ニテ附共とるキヤ望まざる趣ナレとも素  
より有罪之とのを召捕ふるハ正當の措置ナリ其際ニ  
生セし損失を政府ホ之償ふべき謂れハ有之間敷思ハ  
ぬまハ右償金之儀ハ断々及いぬ且島民のホルトンを  
惡徒と目するキハナリ證を一覽被致度との儀ハ前  
段述べ其岡士に引渡セし島民口書ハ顯然ナレハ今

茲ハ多贅セ以右答書如斯候拜具謹言

文久三年亥八月

松平豊前守

水野和泉守

板倉周防守

井上河内守

有馬遠江守

既ニ草業廻ニ出シ衆議スルニ本年四月六日ノ曉八時過  
麻布雜色町一向宗<sup>今云</sup>西水願寺末麻布山善福寺庫裏ヨ  
リ出火本堂始食ク灰燼トナレリ當時亞米利加公使同寺  
ニ寓居シ假ノ公使館トス然ルニ此祝融アリ公使其火ヲ  
怪シニ是必不良ノ浪士等ノ所為ナリト疑ヒ燒亡諸品ノ  
代價及轉居ノ失費等ヲ政府ニ於テ償却アルベシト逼リ

加之生麥一件ノ末一時英國海軍ヲ以テ襲来ラントスル  
形勢ニ至リ若戦争ニモ及ハ、如何ナル過チアラシモ  
知ルヘキナラネバ各國人、在留スル者暫ク退キテ危殆  
ナクラシムベシト布令ス此央亞人数名横濱人ヨリ前金  
ヲ收領品ヲ不交付或工職畔歟等ヲ雇ヒ其賃銀ヲ與ヘズ  
催促スル者ハ嘗リ辱メテ其負債ヲ與ヘサルヨリ商人ハ  
ハ金主逼リ工職畔歟ハ其手下ノ者嚴促シ殆方向ヲ失逼  
来ル者ヲ誘ヒ其居館ニ至リ實ヲ示シテ歎談ス一氏彼尚  
不與耳非ズ中ニハ短銃ヲ差向己ニ發ントセシラ公使ハ  
ハ已カ不法ヲ蓋シ却テ横濱人ヲ暴行也ト訴ヘ其應接モ  
未タ黑白ヲ決スルニ至ラス在斯矛楯ノ最中ホーワシカ  
事ノミ彼ガ罪ヲ責ノ理ヲ募リ勝利ノ取ラハ其餘怨ヲ他

事ニ移シ彌相抗シテ又一層應接ノ障碍ヲ増スベシ然レ  
ハ姑ク可否ヲ論セス時宜ヲ揣リテ辯駁スル方急クニ利  
アル可シ然リトテ棄置ヘキ勢ナラ子バ彼ヨリ迫リ來ル  
ハ心然其期ニ至リ又為方ハ百術アルベシト八月ノ中旬  
ヨリ九十ノ兩月ヲ荏苒同十一月十二日果シテ数件ノ回  
答ヲ進出ス其訳文左ノ如シ

百三十六号

千八百六十三年癸丑二月二十一日日本神奈川

合衆國使臣館にて書

水野和泉守

板倉周防守

井上河内守

台下子呈

有馬遠江守

江戸に在る合衆國使臣館の建物を焼拂ひ並に此地に在る合衆國人を辱しめたる所業より起れる損失の價を大君殿下の政府へ請求せしめ余を合衆國大統領より蒙りたり故に今般台下として此請求を為さへき所以ヲ諸所業に注意せしむ

第一行 大約一年前大君殿下上洛の事決定せし比政府より殿下の帰城まで江戸を退去せしと余に勸め而して其都下にて在る使臣館の建物の焼失後一週日を経て遂に其主意を遂る可至るまで頑に此退去の事を主張せり  
○外國奉行と會合せし度毎に此事を遂んがを乞いつと此意を以て説話せり且此退去は余が為に甚都合よかる也又余と同職等の處在りて好會を為し得んこと愉快なるべしと云へり  
○之小及して余は江戸の質素なる生計をたし得ざるなり  
○又大君殿下の不在中の江戸に在留する事ハ危かろしと云へり  
又横濱より別宅を構ゆるを以て余が入費大に増え故に之が為らざる諸雜費を日本政府より拂ふるべしとまて云へり

第一行 第四月小大君殿下の旅行始まり第五月二十三日余竹本集人正と會合して殆んど終日談せり其時余江戸を立去ることを屢に拒めり然れども余神奈川に行き二週日の間留る所存ある事を告げきり是より於て此奉行大約午後六時頃使臣館を立退れり而して其翌夜二時

第一行 大約午後六時頃使臣館を立退れり而して其翌夜二時

頃諸建物焼失せり  
去年癸二月小竹本甲斐守竹本真人正余を訪問して使  
臣館を建り居るき場所と定めしる所殿山を廢棄しる事  
小就て談判せり兩人とも其夕方大約六時頃立去れり  
而して其翌夜二時頃英吉利使臣館の焼失せりハ注目  
せしき事あり此焼失は附火なりと告知し多れども合  
衆國使臣館の焼失ハ不慮と云へり○此火事ハ余が居  
宅より遠く隔りある所より起まり若此火事火附人ハ  
の所為と云れむ此の如く遠く隔りある所ハ火を附る  
ハ恭敬懇親の仕方と云ふべし○然れども此火事ハ數  
時前より少と火を用いざる場所より起れり而して士  
官等及ハ奴僕等を吟味し旦夕其時大約五百人の番兵

にて使臣館を取り囲みしと云へども政府ハ決して其  
火事の模様を辨し得ざりし  
其朝九時頃番兵居所之外に於て余が為めハ一小屋を  
配慮せり其屋ハ三室あり其二室ハ貴國士官及ハ番兵  
の為小用ハ第三室ハ余と使臣館の二人と同居せり  
第五月三十一日即チ日曜日の夕方迄一週日の間余等  
此小留りて畳の上小卧し眞に不用のものと省きて総  
て容易に仕上げ得へき程の十分の都合を示したり  
一二の士官の命にて余等が馬小鞍を置きて出立の用  
意せりと余が告るハ余等直に江戸を出立せしむるを  
推察したると視へたり○然れども使臣館再建の配慮  
を為さば又余が為以前に如く十分都合ありし居



留所を配慮せざる由も余ハ出立せざるべしと述ぎ  
り第四件竹本集人正余ハ云へるハ此事ハ政府於て勅考を  
る子若し再建ハ取掛る時ハ再ヒ焼失せんとの恐あり  
依之余を寺僧ヲ興えテ氣障りなく建しむべし然る時  
ハ誰人ト其意を知り得るか或ハ考へ得ざるなりと  
建物を再ハ破滅し或ハ其造作の妨を為さばらんとの  
政府小於ての考ハ何ホの道理ありしや若し五月二  
十四日の火事ハ不慮ヲ起りしとの事を誠とばさば實  
小糸条政府の考ハ道理なき事なり然るに若し外国  
人の江戸小何るを嫌いて之ヲ退攘せん計りし人等  
の所為なるとの證據あれば其恐キコも怖おそまりて寺僧を  
して再建せしむとの決議と智慮チリをばべし

第五件

其後政府より其火難を免れし堂を居留所として急ニ  
修理せしむるしと承諾されし時其造作の出表マテ神  
奈川子至りし其地ヲ留るべき用意をせり

第六件

五月三十一日午後十二時頃外國奉行松平石見寺来  
りて云へる子ハ我來ると危き事なれと政府の命ハ  
て下件を報告せんがた急ニ来れりと即ち今夜使臣館  
を襲んとしテ黨を結い浪人大約五百人程集りきると  
の注進あり依て大君ヲ命じて其集りきる場所を取圍  
はし免たり政府マテ恐るる子若し彼ハを捕へる時  
ハ他の者共逃去り其仲間仲間の者トを失ひ多きを激怒  
して必りハ襲撃を為んと計るがらん若し又望の如  
く之ヲ盡く召捕らると政府於て之ヲ罰する事難

る所其故浪人の朋友の内より動もせ給ひ使臣館  
の人子對して復讐されぬといへり又若し余江戸  
を退去せむ政府於て此人を嚴しく罰せし事自在に  
らん浪人が暴行を為して政府を辱せしむる故政府も  
上の如く為んとの積りぬといへり  
又其時余、居所全く番兵居所の外より防衛方行  
届き難き故今夕日本の蒸氣軍艦を乗りて横濱に到る  
へといへり  
余、政府に報告せし如く其翌日江戸を出立せんとの  
積りあり故是、余の出立を火急せんの策あり  
と推察せし、當然あるなり  
余午後五時頃使臣館を出立して数百人の役人を連れ

て貴國のコンボート船を乗りきり故、第六月初旬  
ハ政府より外國人一人も江戸に在る旨を御門大  
君及び京都に集會する諸大名に報告するを得り  
彼威し辱しえざる所業及び民律に背き且江戸に在る  
各國使臣館の安全保護を請合へる條約面を破りし事  
のため政府より浪人等を如何様の罰を處せしや  
余も政府より嚴しく取計ふらんと思ふの理十分向  
るなり○此乱暴人を大軍にて取囲めり且彼等の復讐  
を為んとする所の相手人の安全保護するに遠方の  
地に至らしめざる間、彼等も罰を施さ、甚々不安心  
ぬる程嚴しく罰せしと告らざるなり  
其後数日おして此無法人と稱和して長者の様子を

為し愉快なる屋敷に會合しきり此屋敷ハ政府の役を  
勤ノ年この手当を受る奉行の支配する所あり○此驚  
くなく且信をへくりきる程の事件を承知したる時余  
嚴しく異存を述べざるニ其返答にハ大小顔色を穩に  
して次件を述べ多し即ち浪人等ハ必しも盡く悪人の  
ミ子非に其中ハ善人もあれば之を罪あるを互にか  
らばと

合衆國の大統領ハ其事件を承知しきる後子反覆熟慮  
して其事ハ一ツの甚しき疑慮を生せしむると意を決  
せり即ち使臣館を付火にて焼きしハ政堂の意にて合  
衆國を仇視する趣意にて故ら子為し多し也日本政府  
ハ多分預め此事を承知しきる事なれば之を防き得べ

幸れども然し居きしハ之を好しと志しあり大統領の  
此決定を為し多し其後大君殿下政府より為したる  
最も非常なる請求を彼ハ言ひ贈れる余ハ書簡を取取  
たし以前のことあり○大統領若し貴國政府より諸港  
を領し外国人を日本より退けんとする事ある報告及  
い條約濟各國をして此港を引拂とし免んとする非常  
なる請求を勅命せしが益々右決定を自うり信す

大君殿下政府余ハ江戸を退去するを勧めたる所謂ハ  
唯余江戸に滞在する時ハ余ハ對して仇を為さ者何る  
を知り余の無難を保ししむるハ甚く恐を懐く故を以  
てゆり○然るときハ日本政府ハ大君殿下の臣民を

て條約ヲ従ふを勸めじしを却て此首府ヲ一區の安全  
ルる住所を守ること能はざる程此現在の條約を破り  
之ヲ依て敵意何れ大名ホと許し置しを好むあり右の  
故を以て江戸ハ大君殿下の留守の際も無難ありはと  
述られよとども余が勸考ハ大小之ホ及せり衆多の大  
名京都ニ集り其従者も皆遠々あり因りて余ヲ於てハ  
却て其安全を増せしと思はる也  
京都の評議ハ固より秘密にして其事件ハ決して漏れさ  
るる事〇政府より是まで報告し多る事件ハ京都にて  
施行せんと欲する所置の一個條あり〇御門も諸港を  
鎖し外國人を排しん事を余より多り  
右の如き決断を為さしむる為め十分手強き原由ハ大

君殿下及び其宰相ヲ於て之ヲ等間ニ指置べからん〇  
余ヲ江戸を立退きざるを即ち此原由ありを甘して指  
置くの處置し云ふべし政府にてハ證據を立ちの処置  
を施さんと欲されと徐々ニ事を為とを好まはる輩は  
りしハ明白あり〇又頑固粗暴にして條約ヲ戻り之を  
破らんと欲して屢々日本政府及び條約濟各國を脅し  
たる者ハ暴を以て事を為さんと欲する前條同様ハ輩  
あり〇御殿山を附火し外國使臣館を失ひ亞米利加  
使臣館も同様の始末あり〇失火の後余回所を立退  
たりし粗悪及び殺害の脅迫を為せり而して政府ヲ  
て及令其脅迫を為せる者を賞美せしめしハ其  
者等ハ矢張政府より信せられしこと明白あり

右の如き事件ヲ比較し得べき事ハ此の全世界中ヲ決  
して何事ハ

此世界の諸語ヲ從へハ政府より彼等の企を發見して  
必ず嚴科ヲ處せざる趣を報知せし後一週日を經し  
て其殺害の罪人として告知せし人ヲ恵みを垂るゝと  
政府の過失とすべし

又余呂下第九件ヲ次件と回想せしむ即チ久しく時を經て初  
て仮ニ使臣館を營むるき約束を為し多しニ呂下今  
亦至て尚日所ニハ生命の危害何る趣を述て燒失し多  
る住居の再營を始めず

余大統領より使臣館燒失ヲ因て為せる諸損失を償い  
済するき金高を日本政府より請求せざる乃余令を蒙

りたり

其故第十件ニ余此度其燒失の時ニ當り損失しざる公私物品  
の償一万ドルヲ余ニ拂い給ふることを請求せ  
且余其火附人を穿鑿し出まを嚴格ニ勉めて嚴しく罰  
ヲ行ハるべきことを諸水使の余を蒙れり且又猶豫  
せしことれ余を無難ニ江戸ニ帰任せし允永く其地  
の使臣館ヲ滞留せし趣をも余せりたり此請求を  
為すニ就てハ余以前居留所を直ニ建告せし事を從  
りきし事能はば

余又次件を從合衆國と日本國との間の條約と諸事  
件ニ就き十分ニ之ヲ遵守せざるべし此事件ハ以  
前合衆國の政府より其沙汰あり或之を延し置き

もの也

然れども余も唯其後の償を請求するの命を蒙れり  
大君殿下政府大貌利太泥亜政府との和親破れんとす  
る時、當り觸れを出して横濱に居る日本人を大に恐怖  
せしむ商人職人奉公人に至る迄皆遁逃しきり  
政府余に告ぐ曰く其主意を誤解されしなり唯老  
若婦女病人の児等と遠隔の地に至る處と勸むべき  
事然るべしと勸考せし事亦て此仁恵れる勸めを其  
の者どもに驚愕して遁去るに至りしなり○又如何  
の言い方子固りや此地の住人全く立去るに至れり  
○又債をとらふ者、其住人の立退りしる前、之を某用  
し濟さんと欲するに驚くるは非む其故は彼者ども

立退り後、必らくハ再び帰り来らざる處と思へむ  
なり、且彼者ども彼令帰り来るとは彼の債あるとの  
必ず到る處なりと思へばなり○其故は平人の甚し  
騒動なり又此地ハ大に擾乱に至りて容易に取鎮む  
る事能はず暴行盛なりて殺傷も遭ふに至るべし  
との恐怖を生ぜしも其理なきに何なり  
奉行運上所に至るハ朝の十時を例刻と定むれども其  
日の午後、未だ出で来らざる事明白なり又此の如き  
騒動を穩に治めし安んじし處置を少しも為さざ  
るにたり○條約滿各國のコンシユル等奉行を呼出さ  
し、且其頓着れし事を賤めて談判せし時の、彼の  
声音を聞きり而して此騒動一時止むる

○奉行之甚ど容易に取鎮めきり依り其出づ来らば  
るを故より母為りたる事にして必定平人を勝手小駭  
さし免んと計り多りとの思ひを起さし免し程容易に  
鎮えたり

是故に後令政府に此駭動を全く助けさりといふ共  
職人ども多勢にて諸所を集り真実借賤せし人を催促  
し或は借賤なき人を借賤けりと推量して之をして絶  
て拂はし免んとせしむるを以て政府於て頓着せよ  
るの罪伺ふなり余既に政府をして着意せし免し所の  
三箇の要事の之を示めすべし  
一商人其先きより立ち一群の人を伴いて亞米利加商人  
ナルン子ル、ロベルソンの家に行き無理に同人を其

家より引出して横濱東手の低地を連れ引ききり○此  
人の内より罪人を召捕らふるときに用る鷹口及び鉄  
鉤を所持せるとのありて之を以てロヘルソンを押し  
進め非道の取扱をぬきり○美國の番兵之の出逢ふ  
救い助ふることなかりせば其生命を失ふを疑ひし  
其後ロヘルソン君を暫くの間病を罹り家を引籠りた  
れ右の暴行は益其罪を増したるものなり  
又一群の日雇人足り、ラ、ベ、スナルニスの家に行き  
多り此亦亞米利加の商人なり此一群右の家に行き其  
主人を捕へおきを打擲し氣絶せしに至れり○其時ス  
チールンと運動も出来ざりし小幸に其召遣のものと  
救れ多り實に此人は召遣の者乃勇氣と忠実より由り其

生命と全したるものなり

又他の一群ラブル、スコール君の家に至り此人の拵ふべき訳もあき金を催促したり○右一群のものとスコール君の妻の部屋に押込に其間一人内へ這入り机上にある志分を百個を奪い去りきり○スコール君も其妻宅に居其安全を心配する故に手荒れ處置を指し或は互に血を灌ぐ程の事小及らん事を恐れて右の事小就き少しも防禦を為さざりし  
仮令右の諸君此人が一金を拂ふべき苦みて是を拵ふ事を無理に拒みきると此の如き暴行も其罪を許さるらば○合衆國の士官は常小亞米利加商人の受る催促の事小就き其吟味を欠たり○曾て我政府出奔

したる亞米利加商人の爲め二千弗を拂ひし事なり○日本政府も都て違約の事小合衆國の士官に對して愁訴をべき理有りたるなり○然れ共合衆國の商人は全く其家産を拍るといへども當務の約束を遂る爲めおとかならば其正理を守り且自國政府より其生命家産を守護し必用あるときは政府の大威を以て此正理を守らしむべし日本の法に於て大君殿下の臣民の借財の催促をさる小鳥口突棒を用るといふは余是を信する事能くを然れども若し此の如き法も有りは余輩於ては是手詰の場合に用るとのありと思へり  
右の諸件起りしより余屢に神奈川奉行に請い日本人より亞米利加商人に催促すべき事あらば未だをコ



シユル官の裁判所へ持出さへしと云へり○都て催促  
しき事直リル之を吟味し決定し貴國士官の満  
意を得し多りと聞けり  
ロベルソン君へ對し催促する答も凡く又ロベルソン  
君は其襲撃人へ拂ふべき理あり○ロベルソンへ對し  
催促する一条も日本商人より添ふべき品物高價と為り  
きり小くりし其商人約束を守らざるより起りきると  
のゆり○約束を固く守るの證據とし留置きたる八十  
弗もロベルソン君の損失に多る高きも甚々少し  
○スチールン君も直臣を定む其他所を地上けせしむ  
る多め人足商人を雇ひきり○暫く此仕事を凡く右人  
足損失ある趣を云出さる小くりスチールン君も其直臣

を増しし新し約束を定めし又人足同様の事を云出  
きり是よりて同君復々既し定まりきり直臣を再い  
増し多し

此仕事ハ数日ハ出来べき答も凡く数週日を経たる  
よりつてスチールン君も不快に思ひきれども右の  
人足其金を持来るべしと求めたり是即チスチールン  
君の家を襲撃せられきり日の事あり○スコールン君  
の家を襲撃せられ人も回り其職合も凡く唯同君  
の雇いたる日本職人の手先なり又此仕事ハ就きスコ  
ールン君より何人へと金を拂ふべき答も凡く

余日本政府をして此諸件に注意せしめたるとき竹本  
甲斐守之を吟味し其罪人を罰せしめし余も告きり○

又同人此事ヲ就キ書面の證據を我政府ヲかくるを暫  
く延引せん事を余ヲ願ヘリ其故ハ余ヲ受けざる無禮  
の事ヲ就キハ心ヲ以テ其満足を得ヘリ若シ又既ニ政府  
ヲ告ケ多ク事ヲらバ此無禮ハ速ニ事済まりト大統  
領ヘ告シ乞んニ為りあり

其時神奈川奉行此事件を吟味シ其報告を為さヘリト  
命ヲ蒙りきり○奉行の第一の報告ハ諸事既ハ片附  
きりといヘリ○又奉行妄リハ云ふハロヘルソン君  
を犯し多ク暴行ハ唯一時の戯也なりト○又奉行罪人  
ホを助んとしてソルハ其人ハロベルソン君ハ全  
を催促せざるを以テ運上所ハ連行せざるなりト○此  
事ハ全く偽り其故ハロベルソンを連行せる所ハ反

對シたる方角なり○然れども假令之を事實と見做シ  
右の人ハロベルソン君を何レ取扱はレテ運上所  
ハ連行せざるとせむと運上所士官ハ正ニ裁判を為  
さざりきり○亞米利加コンシユル官の裁判所ハ罪  
の有無ハ拘りざらん之と裁判せざる格別の裁判所なり○  
然れども前条ト皆是口実なり○英國商人トーマス、エ  
ルキリッゲの証據書ヲ由テ次件を發明したり即チ此  
商人ハロベルソン君の住宅の近傍ニト兩度彼の人  
ヲ目懸られ且其人々ハ再ハ襲撃せんと企むり  
此惡業及ハ高又他人を犯さんとする様子何れ由  
リ余ハ屢ニ日本政府をして之を注意せしめざればと  
其罪人を罰せざる為メ何の處置と為らん今日ヲ至る迄

罪人ホを其終ニ指置ケリ○神奈川奉行此罪人と捕ヘ  
右事件を十分ニ吟味モリ追取得の置ルと我國コン  
シユルヲ約束志多ク○然レ今之を罰する代リと  
て之を称モリハ一陈事と謂ハズトスチールン君を  
襲撃シキル人ト方今貴國政府より当所ニ水門を造  
リ水を就モ仕事棟梁を命セリきたリ  
商人等ハ日本政府の正直確實ナルを信じて当地ニ来  
リキル小此の如く辨別なき不良の處置ニ由テ此商人  
ホの受けキル損害を大ニ増シキリ  
故ニ余右の所記の時ニ於テ亞米利加商人の受けキル  
損害の満足トシテ二万ドルヲ余ホ拂ハルト催  
促ス○又余ガ存意ヲ送ヒ襲撃シたる人を取ルを為メ

最もカを竭シ之ニ由テ他の暴行をト防クベキヤリ之  
を刑罰ニ處スベシ

<sup>譯</sup>數ヶ月前万次郎の指揮ヲク無人島ヨリ日本の鯨獵船  
当所ニ歸着シ此船ハ便船を願ハルキ水夫數人と罪  
何ラ亞米利加人二人乗セ多ク○此二名の内一人ハ我  
コンシユルの調子有罪の者トシ四ヶ月の入牢を命  
シ此間ニ貴國の獄屋ニ囚置キリ○外島人チヨリガホ  
トトンセ老人ヲテ何レ罪アリ唯右鯨獵船ニ乗ル時小  
舟子乗リ来リ其船中ホヒストルを所持シ多ク○コン  
シユルハ万次郎の許シテ送ハルキ此者罪凡キ趣を  
申渡シたり○ホルトンハ年八十五歳身体麻痺戦慄シ  
テ憐むるキ老人ナリ

此者ハ千八百五十四年コモトールヘルリヲ従テ無人  
島ニテ渡来シ同所ニ残され此時より聊ノ田地を耕シ  
テ治斗を為せるとの事アリ余台下ニ同人を無人島ニ送  
至返シたすべしと求め多る小台下此者を同所ニ置  
けり危害有る故を以て去らざるを乞ふと答へきり○余  
此者を見むれども余ガ既ニ其罪科を處置したる外台  
下ニ童と回答する時を費さし候ふ○彼の地面及び  
其所持の品ハ皆彼地ニあり当所ニ居る衣食も皆費  
合衆國政府より拂らへり○余もこのものを追ひ出  
事と全く無理なりと思へど若此島を平穩ニ保つ  
免之を遣い出さず事要用ニして且此島を保つ事を合衆  
國政府より承引せば台下此者より取上る家産を償

ふハ因りて當然の理なり○台下若し直ニ彼ノ者を送  
り返さざれば其償として二千ドルヲ余ニ拂ふべ  
し  
右總高合々三万二千ドルナルと今日より三十日以内  
ニ拂ふべし然らざれば余事の模様次第にて勝手ニ此高  
を増さべし

余ガ身体使臣館及び我國人を保護するため其外都テ  
緊要の時ハ余ガ指揮を以て合衆國の海軍を用ふる  
べしと余ヲ命じられきり○又余大君殿下の政府へ次  
件を告ぐべしと命せられきり即ち合衆國政府と前所  
記の請求を支持し保護するた急要用なりと思ふ時ハ  
尚又加勢の兵を送るべし

日本政府よりハ此まで合衆國をして自うら遠さくり  
しを且其害を為すため種々の事を行ひ種々の事を  
行つしをききよむ合衆國大統領ハ之ヲ拍らるじ以前  
の如く常ニ其自意を以て懇親の取扱を為さんと欲せ  
り○然れども若し合衆國日本と交ふ於て他の諸國  
と交ふ如く同様ノ隔意をたせし之ニ由て遂ニ我自國  
の價と其自うら價との知れたる存意を示さざれば合  
衆國の日本政府及び其人民ノ對し懇親を證するの  
庸却て明かりにして無益をたすべし  
大君殿下の政府と此請求の相当なるを注意し且若し  
之を拒むるときは不得止指起さへき事件を避け給はん  
事を望む

日本在苗

合衆國ミニストルレシデント

ロベルトエッチライン手記

同十三日閣老河内守井上正直ニ公使ヨリノ來翰譯文ニ  
去ル八月廿九日草スル所ノ返翰按を副ニ進達ス



